

## 長井市低入札価格調査制度取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長井市が発注する競争入札に付した建設工事の契約締結にあたり、疎漏工事を防止し適正な施工の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格に代え、同条第1項に基づく調査制度(以下「低入札価格調査制度」という。)を採用して、落札者を決定する場合に必要な手続きを定めるものとする。

### (調査基準価格)

第2条 建設工事の契約をしようとする場合は、あらかじめ契約の相手方となるべき者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を次の各号により定めるものとする。

(1) 入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額

ロ 共通仮設費の額

ハ 現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

(2) 工事費の性質上前号の規定により難しいものについては、前号による算出方法にかかわらず、10分の8から3分の2の範囲内で、適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

### (調査基準価格を下回る価格による入札)

第3条 入札執行者は、最低価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するとともに、地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、落札者を後日決定する旨告知する。

### (公正入札調査委員会への付議)

第4条 主管課長は、当該最低価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを調査し、低入札価格調査報告書(様式1)により長井市公正入札調査委員会へ速やかに付議するものとする。ただし、設計金額が250万円以下の建設工事の場合は、主管課長が落札者を決定するものとする。

### (落札者の決定及び通知)

第5条 入札執行者は、前条本文の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によっても

契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに当該最低価格入札者を落札者と決定し、その旨を入札者全員に低入札価格調査結果通知書（様式2）（以下「通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前条本文の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の制限の範囲内で基準価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても、第1項及び第2項の手続きを経て、入札執行者が当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められたものに限る。以下「次順位価格」という。）の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定し、その旨を入札者全員に通知書により通知するものとする。
- 3 前項の次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該順位価格につき、第3条から前項までの規定を準用する。
- 4 前条のただし書の規定により落札者を決定したときは、その旨を入札者全員に低入札価格調査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

（低入札価格調査制度対象工事）

第6条 前条で調査基準価格未満の価格で落札決定した工事を「低入札価格調査制度対象工事」とし、入札調書欄外に記載する。低入札価格調査制度対象工事については施行計画書等の内容のヒアリング等を行い、また重点的な監督業務の実施及び厳格な検査の実施を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。